

認定就学者とは

教育基本法は改正されました。ここで押さえたい点は養護学校や普通学級のどちらがよいということではなく、特別支援学校に就学する場合にも「学校教育法施行令」を法的根拠に就学指導委員会で判定され、一方的に就学先が決められている点です。

学校教育法施行令での平成 14 年 5 月 27 日での文部科学省初等中等教育局長通知 291 号「障害のある児童生徒の就学について」の前文は社会のノーマライゼーションの進展や教育の地方分権の観点から就学指導の在り方の見直しを行なうための学校教育法施行令があります。

しかし、盲学校、聾学校及び養護学校への就学では、就学の決定・認定就学者の認定に当たっての留意事項、就学指導委員会及び就学指導に当たっての留意事項等々です。

教育のノーマライゼーションを標榜すれば障害あるなしに関わらず全ての児童に対して地域の通常学級入学を原則とすべきです。

しかし、それだけの環境整備が整っていないため特別支援学校の選択をせざるを得なかったとか、専門的な聾盲教育を受けさせたい保護者もいるわけで、「原則は地域での普通学級だが、本人、保護者の希望により特別支援学校に就学することができる」とする選択があれば良いのではないのでしょうか。

実際、普通学級に在籍している身体や知的に障害をもつ児童、生徒は認定就学者ではないと言うことです。

平成 17 年度の就学指導委員会判定結果と実際の就学先（小学校 1 年生全国調査）では、たとえば平成 17 年度の全国の小学校新入学児については、就学指導委員会で盲・聾・養護学校「適」と判定された 6, 523 人のうち、通常学級・特殊学級に入学したのは 1, 409 人います。

しかし、そのうち認定就学者として認定されたのは 352 人であり、残りの 1, 057 人はこれまで文科省的には、いるべきはずのない子として扱われてきたのです。今回の資料で初めて認定就学者と併せて、その存在が明らかになりました。

また、数字を追っていくと、平成 17 年度で特殊教育（盲・聾・養護学校及び特殊学級）「適」の判定を受けた 16, 279 人のうち、判定に逆らって通常学級に入った子が 2, 605 人（16%）いることも見て取れます。

単純に計算はできませんが、小１から中３まで２万人近くの障害をもつ子が普通学級に在籍している事になります。

特別支援学校に名を変えてもこのデータは今も生きています。次回は条文の具体的な例を考えて見ましょう。

2008 年 1 1 月 「わだち」 No. 15 1